

九戸村燃油価格等高騰対策支援 助成金のお知らせ

燃料価格高騰の影響により経営困難な村内生産者・事業者を支援するため、下記助成金の交付を実施します。

■助成対象業種

- ・農業・林業・小売業・飲食業・製造業
- ・サービス業・建築土木業 等

■申請期限 令和5年2月28日まで

■助成対象者

- ・令和3年12月から現在まで、村内に住所を有する方。法人においては主たる事務所が村内に所在する事業者。
- ・令和3年分の所得税申告をした方または、令和4年から事業を開始した方。
- ・令和5年度以降も事業を継続する方

■助成対象経費及び助成額

申請者	助成対象経費	助成額
農業者	令和3年確定申告書・収支内訳書に記載の動力光熱費	左記経費に物価上昇係数7.56%を乗じた額
それ以外の事業者	令和3年確定申告書・収支内訳書に記載の水道光熱費及び燃料費	

※助成金の上限額は20万円。1,000円未満は切り捨て。

■提出申請書類

申請者	提出書類
共通	①申請書兼請求書（様式第1号）
	②振込先口座の通帳表紙裏ページの写し
個人事業主	③令和3年分所得税申告決算書の写し、または令和3年分収支内訳書の写し ※農業者申請の方は農業者用、それ以外の事業者申請の方は一般用
法人	④法人の場合、直前の事前の事業年度税申告で添付した対象経費が分かる書類の写し

■申請手続き等（お問い合わせ）

・申請書類は九戸村公式ホームページで確認し印刷するか、役場各担当課へお越しください。

○農業について…産業振興課（2階）☎42-2111（253）

○その他の業種…IJU 戦略室（3階）☎42-2111（172）

消費税のインボイス制度の開始に伴う国税局・税務署主催の説明会

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時はインボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

※岩手県内の税務署主催説明会の日程は、ページ内の「国税局・税務署にて開催している説明会等」に掲載されている「仙台国税局」のリンクからご覧いただけます。

■お問い合わせ

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター ☎0120-205-553



令和6年4月、相続登記が義務化されます

相続登記（亡くなった方名義の不動産について、その相続人の名義に変更する手続）がされないこと等により、不動産登記簿から所有者が直ちに判明しない土地が多数生じ、震災復興事業・道路整備事業等に支障を来しています。これを受け、令和6年4月から、相続によって不動産を取得した相続人は、原則として、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務づけられることとなりました。なお、現に相続登記未了である不動産についても義務化の対象となりますのでご注意ください。義務に違反した場合の罰則等、詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

盛岡地方法務局登記部門 ☎019-624-9851

村営住宅・若者定住促進住宅入居者募集

■募集住宅

- ・村営住宅小倉団地（木造平屋 2LDK）…1戸
- ・村営住宅長興寺団地（木造平屋 2LDK）…2戸
- ・村営住宅江刺家団地（木造平屋 2LDK）…1戸
※江刺家団地は浴槽・給湯器がありません
- ・戸田若者定住促進住宅（木造平屋 2LDK）…1戸

■入居時期 令和5年4月中

■家賃 世帯の所得および入居世帯員構成に応じて決定（入居後も変動あり）

■敷金 家賃の3か月分

■連帯保証人等 入居の際、村内に居住する方2名（定住促進住宅は1名）が必要です。

※確保が難しい場合は、家賃債務保証業者を利用することができます。その場合、敷金は不要です。

■入居資格

【村営住宅】

- ①原則、同居しようとする家族がある者（婚約者等を含む）
- ②現に住宅に困窮していること
- ③政令で定める収入基準に適合していること
- ④国税・地方税など滞納していないこと

【定住促進住宅】

- ①同居しようとする親族があり（婚約者等を含む）、44歳以下の者で構成する世帯
- ②将来にわたり九戸村で居住する者であること
- ③自ら居住するための住宅を必要とする方
- ④国税・地方税など滞納していないこと
- ⑤定められた家賃および敷金を支払う能力がある方

■募集期間 2月20日（月）～3月6日（月）

8:30～17:30まで

※土日祝日除く。また、先着順ではありません。

■必要書類

- ①入居申込書（役場3階、IJU戦略室にあります）
- ②住民票（入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの）
- ③令和4年度所得証明書（入居希望者全員分）
- ④令和3年度納税証明書（入居者全員分）

■申込み・問い合わせ

IJU戦略室定住環境係 ☎0195-42-2111（内線171）

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、精神又は身体に障がいのある児童を養育する父母等に対して支給される手当です。

■受給資格者

日本国内に住所があり、精神又は身体に政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している方。※所得制限があります。

※ただし次の場合は支給されません。

- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

■支給額 障がいのある児童1人につき

・1級 月額52,400円 ・2級 月額34,900円

■手続き方法

請求書を保健福祉課に提出してください。請求には戸籍謄本、住民票、診断書などが必要です。※診断書等の審査結果によっては、受給資格を得られない場合もあります。

■所得状況届

手当を受給している方は、毎年8月頃に所得状況届を提出する必要があります。提出しないと8月分以降の手当が受給できなくなります。

■問い合わせ先

保健福祉課地域福祉係 ☎0195-42-2111（内線174）

森林経営管理意向調査の実施について

森林は災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止など、公益的な働きを発揮し、私たちの生活に様々な恩恵を与えています。しかし、間伐等の適切な手入れを実施しなければ、その機能は失われてしまうため、適切な管理が必要です。

本調査は、森林経営管理法に基づく、森林管理の適正化を図るための基礎調査として、森林の管理状況等を所有者からアンケート形式で調査するものです。調査票が届いた皆様は、ご協力をお願いいたします。

■調査実施者：二戸地方森林組合

■調査期間：令和5年2月中旬～3月中旬

■対象者：江刺家地区の山林の所有者

※令和4年度から順次、村内全域の山林を対象に調査を行います。

